

〔令和元年 12 月 4 日改正、12 月 14 日施行〕

《225 頁》「あっせん・調停委員会規則に関する細則」の一部改正

新	旧
<p>(あっせん・調停委員会の委員の欠格事由)</p> <p>第 3 条 規則第 2 条第 1 項ただし書きに規定するあっせん・調停委員会の委員の欠格事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この改正は、令和元年 12 月 14 日から施行する。</u></p>	<p>(あっせん・調停委員会の委員の欠格事由)</p> <p>第 3 条 規則第 2 条第 1 項ただし書きに規定するあっせん・調停委員会の委員の欠格事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>